

理事会の構成と運営に関する規程

第1章 理事会の構成

(理事の員数)

第1条 当法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第2条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる。

(監事の員数)

第3条 当法人の監事の員数は、1人以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第4条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第5条 当法人に代表理事1人を置き、理事会の決議によって選定するものとする。

(理事及び監事の任期)

第6条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第7条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第2章 理事会の運営

(招集)

第8条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができるものとする。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(招集手続の省略)

第9条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第10条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(理事会の決議)

第11条 理事会の決議は、議決に加わることが出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第12条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第13条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

令和 6年 3月 1日制定(令和 6年 2月 24日理事会決議)